

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年6月11日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇〇〇〇土地改良区に関する県の補助金（水力発電）の実施報告書及び関係書類全部」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年6月25日、実施機関は、本件請求に係る公文書は「平成28年度に〇〇〇〇〇〇土地改良区から農林水産部〇〇に提出された、県単土地改良事業補助金交付申請書、変更承認申請書、事業遂行状況報告書、実績報告書、調査報告書、補助金の交付決定、支出命令書、実績報告書の修正」及び「平成29年度から平成30年度にかけて、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から農林水産部〇〇に提出された県単土地改良事業補助金交付申請書、変更承認申請書、事業遂行状況報告書、繰越承認申請書、繰越承認書、年度終了実績報告書、実績報告書、調査報告書、補助金の交付決定、支出命令書」であると特定し、条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年8月25日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年10月22日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下、「当審査会」という。））に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類（平成31年3月29日）付けの調査報告書当に実証発電施設改良設計協議書及び試験設計協議書実施試験の協議成果書を出せ
調査状況調書の中に、備考段に審査書類を全部出せ！

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、公文書公開請求書では、本件請求を「〇〇〇〇〇土地改良区に関する県の補助金（水力発電）の実施報告書及び関係書類全部」と記載している。

実施機関は、審査請求人が公開を求めている公文書は、「平成28年度に〇〇〇〇〇土地改良区から農林水産部〇〇に提出された、県単土地改良事業補助金交付申請書、変更承認申請書、事業遂行状況報告書、実績報告書、調査報告書、補助金の交付決定、支出命令書、実績報告書の修正」及び「平成29年度から平成30年度にかけて、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から農林水産部〇〇に提出された県単土地改良事業補助金交付申請書、変更承認申請書、事業遂行状況報告書、繰越承認申請書、繰越承認書、年度終了実績報告書、実績報告書、調査報告書、補助金の交付決定、支出命令書」であると特定し、本件処分を行った。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和2年10月22日	諮問
令和7年 4月25日 第3部会（第19回）	審議
同 年 5月27日 第3部会（第20回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る対象公文書の特定について

実施機関は、本件請求に係る公文書を第2の2のとおり特定し、非公開情報を除いた部分を公開する本件処分を行っている。

これに対して、審査請求人は、〇〇〇〇〇土地改良区に関する県の補助金（水力発電）の実施報告書及び関係書類について、「あるべき書類（平成31年3月29日）

付けの調査報告書当に実証発電施設改良設計協議書及び試験設計協議書実施試験の協議成果書を出せ」また、「調査状況調書の中に、備考段に審査書類を全部出せ！」と主張しており、実施機関が特定した公文書に不足がある旨主張していると解されることから、本件請求に係る対象公文書の特定について、以下検討する。

(1) 補助金の手続について

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができ（地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2）、徳島県が交付する補助金の交付申請、決定等については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）によることとされている。

補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書に知事の定める書類を添えて、知事に報告しなければならないこととされ（規則第11条）、知事は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合するかを調査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定するものとされている（規則第12条）。

(2) 規則第11条の知事の定める書類について

県単土地改良事業補助金において、規則第11条の知事の定める書類は、経費の配分及び事業計画の概要、事業成績書並びに収支精算書とされている（徳島県耕地関係事業補助金交付要綱第10条第2項）。実施機関が公開した平成31年3月27日付け平成29年度県単土地改良事業（〇〇〇〇〇地区）事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を当審査会で見分したところ、これらの書類は全て実績報告書に添付されていたことが認められる。

(3) 調査状況調書の備考欄に記載された審査書類について

規則第12条の規定に基づく調査に基づき実施機関が作成した平成31年3月29日付け調査報告書（以下「調査報告書」という。）によると、同日に実施機関の担当者が、補助事業について机上調査を行ったことが認められる。

机上調査は、実績報告書のほか竣工検査に関する書類及び会計帳簿等を提出させて詳細に審査し、その審査後において知事が必要と認める書類等を除き、補助事業者に返却するものとされている（徳島県耕地関係土木事業補助完了調査実施要領第9条）

そうすると、調査報告書の別紙1調査状況調書の備考欄に審査書類として記載されている契約書の写し、完了承認書、業務日報等については、知事が必要と認める書類等を除き、補助事業者に返却されており、当該返却された書類については、実施機関は保有していないこととなる。

(4) 小括

以上により、実施機関が特定した公文書には特段の不足は認められず、実施機関の行った本件請求に係る対象公文書の特定は妥当なものと認められる。

2 実施機関が非公開とした部分について

本件請求に係る公文書を当審査会において見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条第1号又は第2号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、当該非公開としたことについての実施機関の説明に、特に不合理な点は認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	